

天寿会 介護福祉士 実務者研修

雇用保険加入・介護福祉士合格で

※支給要件がありますので必ず詳細をご確認ください。

教育訓練経費
受講料の最大 **70%** 支給

対象講座

介護職員初任者研修修了者
訪問介護員2級修了者
介護職員初任者研修修了者(4ヶ月コース)
訪問介護員2級修了者(4ヶ月コース)

専門実践教育訓練制度は、働く人が主体的で中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する講座を受講した場合、本人が支払った受講料の一定の割合の相当する額(上限あり)が雇用保険から支給されます。

①専門教育訓練給付金支給対象者

	在職中の方 (雇用保険の一般被保険者)	退職されている方 (雇用保険の一般被保険者であった方)
初めて利用の方	受講開始日に、雇用保険の被保険者のうち、支給要件が 3年以上 ある方	被保険者資格を喪失した日(離職した翌日)以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が 2年以上(初回に限り当面の間) ある方
利用経験のある方	前回の利用から受講開始日までに、雇用保険の一般被保険者であった期間が通算 3年以上 の方	被保険者資格を喪失した日(離職した翌日)以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が 3年以上 ある方

※被保険者期間に中段がある場合は、中段期間が1年以内であること

②支給額

指定講座	受講料	給付制度利用後の実質負担額の目安		
		通常受講料 税込	50%給付(税込)	70%給付(税込)
介護職員初任者研修修了者	125,000円	125,000円	62,500円	37,500円
訪問介護員2級修了者	120,000円	120,000円	60,000円	36,000円

※消費税は訓練経費のうちテキスト代にかかるもので、その他の経費は社会福祉法人による運営のため非課税となります。

	訓練受講修了後	訓練終了後1年以内に目標設定資格(介護福祉士)を取得し、雇用保険の被保険者となる就職をした場合または就職をしている場合
支給額	50%	70%
上限額	120万円	168万円 (既に支給された左欄の額との差額が追加支給されます)

③受講前・後手続きについて

「専門実践教育訓練 給付金制度」はの給付申請は、講座お申込み前にハローワークに手続きする必要があります。



被保険者として雇用されていない場合、修了証明書に記載された修了年月日の翌日より1年以内に、被保険者として就業する必要があります。雇用された翌日より1ヶ月以内に申請すると2回目が支給されます。

受講前	受講後
受講前手続きハローワーク提出書類 <ul style="list-style-type: none">・教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受講資格確認票・訓練前ジョブカード(キャリアコンサルティングにより交付)・本人住所確認事項・マイナンバー確認書類・身元確認書類・写真2枚・通帳またはキャッシュカード など	受講終了後手続きハローワーク提出書類 <p>講座終了後、天寿会実務者研修通信科より、以下の3点について送付致します。</p> <ul style="list-style-type: none">・教育訓練給付金支給申請書・専門実践教育訓練終了証明書・領収証 教育訓練を受講した本人が、本人の住居所を管轄するハローワークに対して申請を行います。

④受給資格について

1. 受給資格・支給要件チェック

受講開始(予定)日時時点の受給資格の有無、受講する燻煙講座が更生労働大臣の指定を受けているかどうかなど、予めハローワークで支給要件を確認します。

2. 訓練前キャリアコンサルティング・ジョブカード交付

申請手続きを行う前に、キャリアコンサルタントによる「訓練前キャリアコンサルティング」を受けた後、「ジョブカード」の交付を受ける必要があります。

※訓練対応キャリアコンサルタントとは、中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルタント向け研修を受けるなど一定の要件を満たしたキャリアコンサルタントのことで、訓練対応キャリアコンサルタントの所在については、最寄りのハローワークへお尋ねください。在職者の場合、訓練前キャリアコンサルティングを受けずに勤務先の雇用保険適用所の事業主が専門実践教育訓練を受講することを承認したことを証明する書類を提出することも可能です。

注意事項

- ・ 申請書の提出や支給申請手続きは、原則として受給者本人が行います。
疾病又は負傷、1ヶ月を超える長期の海外出張等その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人又は郵送によって行うことができません。
 - ・ 申請手続きの期限は、受講開始前、受講終了後それぞれ「1ヶ月以内」です。
終了後の手続きについては、教育訓練受講終了日の「翌日」から起算して「1ヶ月以内」に手続きを行ってください。これを過ぎると申請が受け付けられませんので、ご注意ください。
- ※その他、ご不明な点につきましては、最寄りのハローワークまたは厚生労働省ホームページなどでご確認ください。

教育訓練給付制度の支給対象外の方へ
教育訓練給付制度支給対象にならない方を対象とする支援制度があります。

- 介護福祉実務者研修受講資金貸付事業
北海道社会福祉協議会
- 法人職員減免・研修サポート助成金制度
社会福祉法人 天寿会

詳しくはお問い合わせください



お問い合わせ先 **天寿会**
社会福祉法人 **天寿会**
天寿会介護福祉士実務者研修通信科
☎0144-87-2611